

令和7年6月30日

報道機関 関係者 様

国東市役所 総務課

国東市職員の懲戒処分の公表について

このことにつきまして、下記の被処分者1名に対する懲戒処分等を行いましたので、国東市職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

被処分者の所属等	安岐総合支所地域振興課 主幹 60歳 男性
処分内容	減給10分の1（3月間）
処分理由	被処分者は、令和6年7月から令和7年2月に検定有効期限を迎える水道メーター254個の交換事務を怠り、令和7年5月まで放置していた。さらに、この間、所属上司や上下水道課の担当から確認されたにも関わらず虚偽の報告をしていた。 今回の行為は、事務処理の不適正であり、地方公務員法第33条で定められている信用失墜行為の禁止及び国東市職員の懲戒処分に関する基準第2条別表1(6)の虚偽報告に抵触するため、地方公務員法第29条第1項の規定により上記処分に付した。
処分年月日	令和7年6月30日

監督責任者

武蔵総合支所地域振興課主幹（当時：安岐総合支所地域振興課長） 訓告
安岐総合支所地域振興課長補佐兼総務振興係リーダー 訓告

【問合せ先】

国東市 総務課人事係
担当：人事係リーダー 小田
電話 0978-72-1111